

議案第319号

大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例の一部を改正する条例案

大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例（昭和39年大阪市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 普通料金

1区	200円
2区	240円
3区	280円
4区	320円
5区	370円

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 定期料金

ア 通勤定期料金

1区	1月	8,230円
2区	同	9,320円
3区	同	10,450円
4区	同	11,240円
5区	同	12,160円

イ 通学定期料金

1区	1月	4,670円
2区	同	5,370円
3区	同	5,980円
4区	同	6,100円

5区同 6,630円

第8条第2項中「500円」を「510円」に改める。

第13条を削る。

第14条の見出しを「(施行の細目)」に改め、同条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第13条とする。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行の際、現に通用している乗車券で通用期間の定めのあるものについては、その残余通用期間に限り、なお効力を有する。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

高速鉄道及び中量軌道の乗車料金並びに乗車券の書換え等に係る手数料を改定するとともに、過料に関する定めを廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例（抄）

(乗車料金)

第3条 乗車料金は、次に掲げる金額の範囲内において交通局長（以下「局長」という。）が定める。

(1) 普通料金

	省	略
2区		<u>230円</u> <b>240円</b>
3区		<u>270円</u> <b>280円</b>
4区		<u>310円</u> <b>320円</b>
5区		<u>360円</u> <b>370円</b>

(2) 省 略

(3) 定期料金

ア 通勤定期料金

1区	1月	<u>8,040円</u> <b>8,230円</b>
2区	同	<u>9,110円</u> <b>9,320円</b>
3区	同	<u>10,210円</u> <b>10,450円</b>
4区	同	<u>10,980円</u> <b>11,240円</b>
5区	同	<u>11,880円</u> <b>12,160円</b>

イ 通学定期料金

1区	1月	<u>4,560円</u> <b>4,670円</b>
2区	同	<u>5,250円</u> <b>5,370円</b>

3区	同	<u>5,840円</u> <u>5,980円</u>
4区	同	<u>5,960円</u> <u>6,100円</u>
5区	同	<u>6,480円</u> <u>6,630円</u>

2 省 略

(手数料)

第8条 省 略

2 前項の手数料は、500円以内において局長が定める。  
510円

(過 料)

第13条 記名の乗車券（局長が別に定めるものを除く。）を他人に使用させた者に対しては、

1,000円以下の過料を科することができる。

(施行細目 )

**施行の細目**

第14条 この条例の施行について必要な事項は、局長が定める。

第13条 関し